

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町長又は、その委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安庁
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2 町の実施する応急措置（基本法64条～66条）

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

- (1) 町長（基本法第63条、地方自治法153条）

町長又はその委任を受けて町長の職を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

- (3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属するもの者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

第6節 自衛隊派遣要請要求及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際して、人命救助及び財産保護のため必要がある場合に、自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請要求に関する事項は本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請要求

(1) 派遣要請要求手続

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害状況を要請先である第5戦車大隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する機関

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 派遣部隊が展開できる場所

(オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

(2) 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(3) 経費

ア 次の費用は、派遣部隊の受け入れ側（施設等の管理者、町）において負担するものとする。

(ア) 資材費及び機器借上料

(イ) 電話料及びその施設費

(ウ) 電気料

(エ) 水道料

(オ) くみ取り料

イ その他の必要経費は、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水

- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機事故等の発生を探知した場合又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

5 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

- (2) 町長は、災害時に自衛隊の救護活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

様式1

	鹿	号
	年	月 日
北海道知事	様	
	鹿追町長	
	自衛隊の派遣要求について	
	このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。	
	記	
1	災害の状況及び派遣要請を要求する理由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容	
4	派遣部隊が展開できる場所	
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

様式2

	鹿	号
	年	月 日
北海道知事	様	
	鹿追町長	
	自衛隊の撤収要求について	
	先に派遣要請を要求した自衛隊の出勤に対し、次のとおり撤収願います。	
	記	
1	派遣箇所	
2	撤収日時	年 月 日 時 分
3	撤収理由	

第7節 広域応援・受援計画

大規模な災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策ができない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

1 他の市町村長に対する応援要請

「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料4）に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

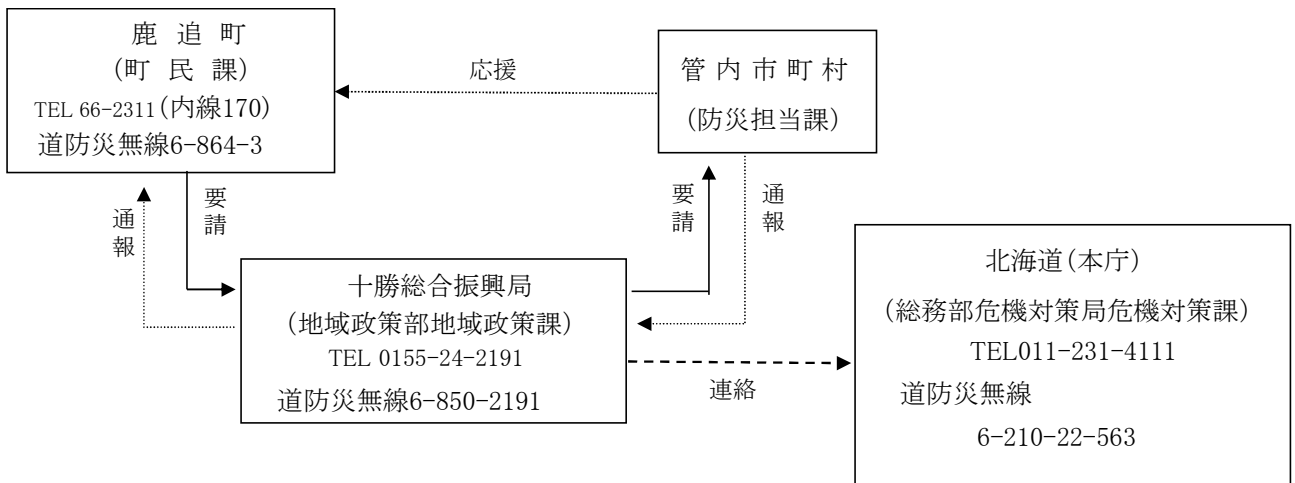
2 知事に対する応援要請・受援等

(1) 町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(2) 町長は、知事が災害発生都府県知事又は内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

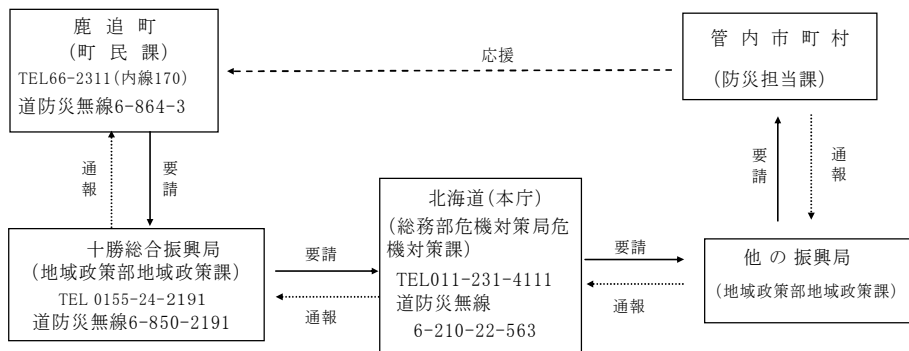
応援要請の区分及び連絡系統図

第1要請（同一総合振興局の市町村への要請）



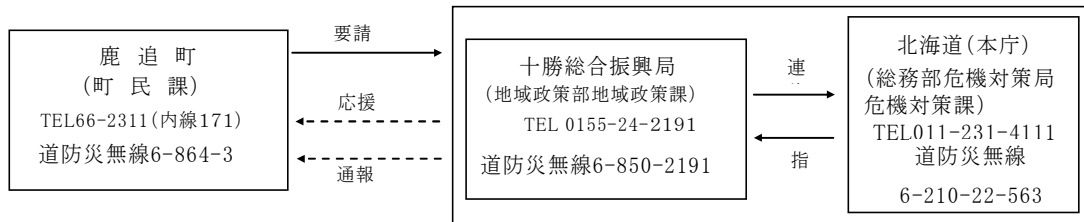
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合には、直接市町村間で応援要請の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第2要請（他総合振興局の市町村への要請）



注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第3要請 要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請



3 鹿追消防署の実施責任

(1) 大規模災害が発生し、鹿追消防署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、道に対して広域航空消防支援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請するよう求める。

(2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（北海道地域防災計画資料編9－2行政機関に関する協定）及び「緊急消防援助隊受援計画」（北海道地域防災計画資料編9－3各種計画等）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町の区域において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用するものとする。

2 ヘリコプター等の活動内容

(1) 災害応急対策活動

ア 災害状況調査などの情報収集活動

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救援活動

ア 傷病者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講ずるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するものとする。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制を講ずるものとする。

(3) ヘリコプター発着可能地

本町におけるヘリコプター発着可能地は、本章第13節「輸送計画」のとおりである。

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し応援要請するものとする。

① 災害が近隣町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

② 町の消防力では災害応急対策が著しく困難な場合

③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかに F A Xにより消防防災ヘリコプター緊急運行

伝達票「別表1」を提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、下記(4)の要請手続きをとるものとする。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮官の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町775番地11

TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

北海道総合ネットワーク 防災航空隊主査

道防災無線 6-210-39-897, 898

(4) 緊急患者の緊急搬送手続き等

- ① 依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる緊急患者の緊急搬送手続き要領」に基づき行うものとする。

ア 航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局及び新得警察署にその旨を連絡する。

イ 要請は電話により行うとともに、FAXにより緊急患者の緊急搬送情報伝達票「別表2」を提出する。

- ② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受け入れ医療機関の確保を行うものとする。
- ③ ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、緊急自動車等の手配を行うものとする。
- ④ 航空室からの運行可否、運行スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

別表1

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要 請 機 関		鹿 追 町 役 場							
担 当 者									
氏 名									
連 絡 先		TEL				FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 時 分							
	災 害 発 生 日 時	年 月 時 分							
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域						希 望 す る 活 動 内 容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況		離 着 陸 場 名							
		特 記 事 項		(照 明 ・ ㊦ マーク ・ 吹 き 渡 し ・ 離 着 陸 場 の 状 況 (障 害 物 等) ほ か)					
必 要 と す る 資 機 材						現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況			
						特 記 事 項			
傷 病 者 の 搬 送 先						緊 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況			
他 機 関 の 応 援 状 況		他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名							
		現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況							
現 場 最 高 指 揮 者		(機 関 名)							
		(職 ・ 氏 名)							
無 線 連 絡 方 法		(周 波 数) Hz							
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

別表2

救急患者の緊急搬送伝達票

要請年月日							
1 要請市町村名		鹿迫町	電話	F A X			
担当者		課名	職名	氏名			
2 依頼先病院名		電話					
所在地							
担当者（医師名）		医師	氏名				
3 受入れ医療機関名							
所在地							
電話		F A X					
受入れ医療機関の了承		有 ・ 無					
4	ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男 女	
		体重	K g		職業		
	ふりがな 住所						
	ふりがな 病名	現状					
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）							
氏名	医 師		年齢	歳	体重	K g	
	看 護 師						
	付 添 人						
6 運航上の必要事項							
(1) 患者に装備されている医療機器の状況							
①点滴（規格 ×、重量）		② 保育器（規格 ^H × ^w × ^L 、重量		g			
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）							
④その他（名称、規格 ×、重量 g）							
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格							
①依頼病院		k g	k g	k g			
②受入れ医療機関		k g	k g	k g			
現 地 離 着 陸 場			メモ				

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町は、災害（救助法の適用された場合を含む）により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字北海道支部の救護所に収用する。

また、町は救助力が不足していると判断した場合には、近隣市町村、北海道等の応援を求める。

2 救出を必要とする者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態中、おおむね次に該当するときとする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 水害の際、家屋等とともに流され、または孤立地点に取り残された場合

(4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を覚知した者は、直ちに役場又は駐在所等に通報するものとする。

4 救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、厚生対策部及び消防機関が警察と協力して作業にあたり、とともに救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出した者が、負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、医療対策部等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関等に搬送するものとする。

6 関係機関への応援要請

特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難であるときは、医師会、警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて北海道、隣接市町村の応援要請や自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

7 救出活動

町及び新得警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動・物的資源を優先的に配分するものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、若しくは著しく不足し、又は混乱したために被災地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療又は助産の救護を実施については、本計画の定めるところによる。

1 医療救護活動の実施

町は、医療及び助産対策は、災害の程度により医療活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

2 医療及び助産の対象者

(1) 対象者

ア 医療を必要とする状況にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

イ 災害発生の日前後7日以内の分娩者（予定者も含む）で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に本部長に通告するものとする。

通告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

3 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として収容避難場所のうち各地区毎に別に指定する場所とする。

ただし、全町的な大災害の場合は、必要に応じ他の公共施設を使用するものとする。

4 医療救護の実施

(1) 医療班の編成

本部長より医療班の編成要請があったときは、医療対策部医療班及び厚生対策部衛生班による医師、看護師その他の要員をもって組織するものとする。

また、災害急性期においては、必要に応じて道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼するものとし、災害の種類及び程度により町では対応が困難な場合は、十勝総合振興局を通じて道及びその他の関係機関に協力を要請するものとする。

(2) 薬品の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、備蓄医薬品等の活用または厚生対策部衛生班が町内医薬品等の取扱業者から調達するものとし、町内での調達が困難な場合は、本部長は知事に対し、あっせん又は提供を要請するものとする。

(3) 医療班の業務内容

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急措置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 助産救護

オ 保健師等による保健指導及び栄養指導

5 患者移送等

患者及び医薬品等の移送については、消防署及び国保病院配置の救急車及び町有車両の他、状況により町内車両所有者等の協力を得て患者移送等にあたるものとする。

なお、緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請するものとする。

6 関係機関の応援

本部長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行うものとする。

- (1) 医療班の支援（日本赤十字救護班、国立・道立病院）
- (2) 患者移送、救急・医療物資の輸送の支援（自衛隊）

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

8 経費負担及び損害補償

経費の負担、費用弁償、損害補償については、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

9 医療班の活動状況の記録

医療班の活動状況等について次により記録しておくものとする。

- (1) 医療班活動状況（様式1）
- (2) 病院診療所医療実施状況（様式2）
- (3) 助産台帳（様式3）

様式1 医療班活動状況 医師名 印

月日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
月日		人		人	円	
月日		人		人	円	
計		人		人	円	

注：「備考」欄は、班の編成、活動期間を記入すること。

様式2 病院診療所医療実施状況 鹿追町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
							点	円	
							点	円	
計							点	円	

注：「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式3 助産台帳 鹿追町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間		金額	備考
			月日	～月日		
			月日	～月日	円	
			月日	～月日	円	
計					円	

10 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町を所管する総合振興局の指導のもと集団避難所において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

(1) 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成するものとする。

- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

3 感染症の予防

- (1) 町長は、感染症予防上必要があると知事が認め、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定め指示及び命令があった場合については、次の事項を行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

ウ 感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

エ 生活の用に供させる水の使用制限等に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

(2) 予防接種

町長は、被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

(3) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は必要に応じ管内における道路清掃、公園等の公共の場所を中心に実施する。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(4) 消毒方法

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月21日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・減菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(6) 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日一人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(7) 一般飲用井戸水等の管理等

飲用水に飲用井戸水等を利用している場合において、町長は、当該井戸水等の設置者等に対し、北海道飲用井戸水等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導するものとする。

4 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

総合振興局長指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要あるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生するウイルスにより汚染され感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して、クレゾール系オルソ剤（パンゾール等）生石灰等により消毒するものとする。

また、家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合西部事業所鹿追診療所等と協力し実施するものとする。なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために北海道警察が実施する警戒、警備については本計画の定めるところによる。

1 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもと災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

(1) 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところによる災害警備本部等を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

ア 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

イ 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締に当たるものとする。

ウ 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

エ 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体検分等に当たるものとする。

2 北海道警察は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通確保については、本計画の定めるところによる。

1 町及び消防機関

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、交通の確保に努めるものとする

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両、その他物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

- (3) 消防吏員は、前号により措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために、当該措置をとることを命じることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

3 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第14節 輸 送 計 画

災害において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

基本法第50条2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害対策実施責任機関が保有する車両等を使用し、又は他の災害応急対策責任機関の協力を得て実施する。

(1) 道路輸送

災害時輸送は、一時的に町の所有する車両を使用するものとするが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数だけでは不足する場合には、他の関係機関に応援を要請し、又は民間車両の借り上げを行う等、災害時輸送に対し遺漏のないよう万全を期するものとする。

なお、災害時における燃料の調達先は、町内の燃料取扱店（給油所）から行うものとし、その調達が困難な場合は、隣接市町村の燃料供給業者から調達するものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両の輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者等による人力輸送を、または雪上車による輸送を行う。

(3) 船艇輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して船艇等により救出を行う。

(4) 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は急患輸送若しくは山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、町長は知事に対し、自衛隊等の航空機の派遣要請を要求するものとする。

ア 物資投下可能地点

物資の投下可能地点としては、避難場所として指定する各小中学校のグラウンド等とし、その都度定めるものとする。

イ ヘリコプター離着陸可能地点：別表

3 輸送の範囲

(1) 被災者を避難させるための輸送

(2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

(3) 被災者救出のために必要な人員、資機材等の輸送

(4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

(5) 救援物資等の輸送

(6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

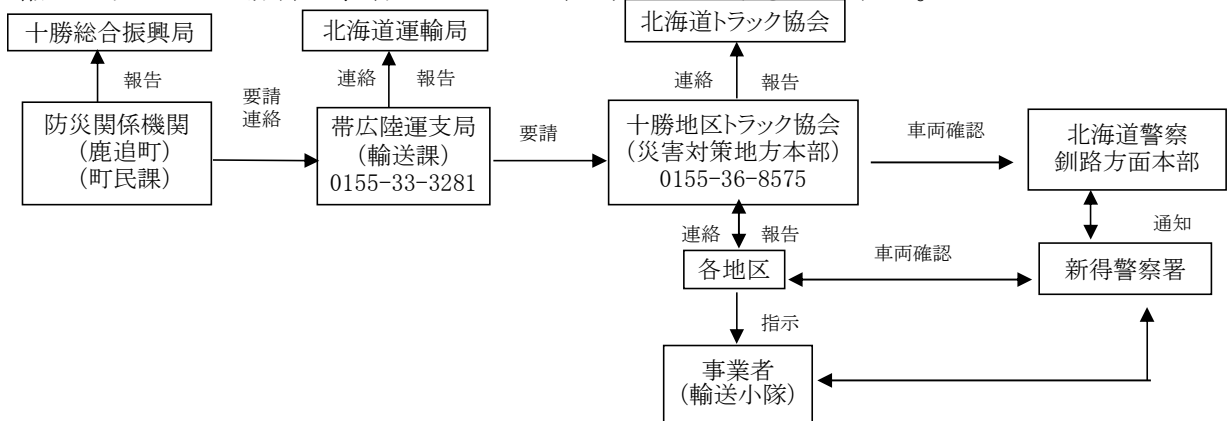
基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、町長及び防災関係機関は、知事又は北海道公安委員会に申し出て、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

(1) 標章（様式1）

(2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

6 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、様式3により記録しておくものとする。



7 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統

(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数及び人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動内容
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、協会作成の「緊急援護輸送実施業務要綱」によるものとする。

北海道本部又は自治体等から緊急救急輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始する。

- ア 受領報告及び対策室に対する指示
- イ 班輸送隊の編成
- ウ 緊急救護輸送車両の確認申請等
- エ 現地事務所の開設
- オ 輸送終了報告

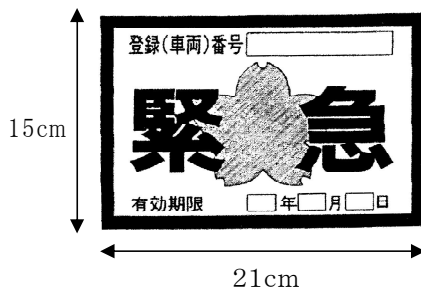
(4) 事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間業者に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

別表

ヘリコプター離着陸可能地点	所在地	広さ(m)	主要施設からの方位	主要施設からの距離
鹿追消防署	西町3丁目	100×50	役場庁舎から北西	役場庁舎から800m
総合グラウンド(陸上競技場)	緑町3丁目	200×470	役場庁舎から北東	役場庁舎から800m
鹿追小学校グラウンド	東町4丁目	110×227	役場庁舎から南	役場庁舎から400m
鹿追中学校グラウンド	緑町3丁目	100×187	役場庁舎から北東	役場庁舎から800m
鹿追高校グラウンド	西町1丁目	90×210	役場庁舎から北西	役場庁舎から500m
瓜幕小学校グラウンド	瓜幕東3丁目	80×185	役場庁舎から北	役場庁舎から8300m
瓜幕中学校グラウンド	瓜幕西27線23	90×135	役場庁舎から北	役場庁舎から8400m
通明小学校グラウンド	中瓜幕西20線	80×130	自衛隊演習場しょう舎から南西	自衛隊演習場しょう舎から2000m

様式 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

様式 2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格A5版とする。

様式 3

輸 送 記 録 簿											鹿追町	
輸送月日	目的	輸送区間(距離)	借 上 等		修 繕				燃料費	実支出額	備 考	
			使用車両 種類	台数	故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障 の 概要
					名称番号	所有者氏名				円	円	
										円	円	
										円	円	
計										円	円	

- 注:1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、車両番号を「備考」欄に記入すること。
- 3 借上車両による場合は、有無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第15節 食料供給計画

災害時による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 食料の供給

(1) 町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。

(2) 供給の実施

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 配給対象者

ア 収容避難場所に収容された者

イ 住家が被災し炊事のできない者

ウ 住家が被災し一時縁故先に避難している者

エ 災害地において応急作業に従事している者

(4) 応急供給品目

配給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

(5) 応急供給計画

町長は、応急に主食を必要とする場合は、取扱業者から購入するものとする。

なお、救助法適用の場合は、農林水産省総合食料局が定める「災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、町長は、知事の指示により、政府米指定倉庫に対し引渡要請を行い、農政事務所の立会のもとに直接引き渡しを受けるものとする。

(6) 乾パン

救助法が適用された場合は、炊き出しに至るまでの応急用として、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡しを受けるものとする。

(7) ミルクの調達先

乳児に対する給食は、人工栄養などの確保が困難な者に対し、必要に応じて取扱業者から粉ミルクを調達するものとする。

3 副食及び調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における給食のための副食及び調味料については本部長が行うものとする。

(2) 調達先及び在庫状況

副食及び調味料については、必要に応じ、取扱業者から調達するものとする。

なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあつ

ては、十勝総合振興局を経由して知事に対してそのあつせんを要請する。

4 炊き出し計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及びその供与は本部長が行うものとする。

(2) 炊き出し実施者

炊き出しは町女子職員のほか、第3章第3節「住民組織の活用」に定める団体に協力を求めて実施するものとする。

(3) 炊き出し実施施設

炊き出し施設の名称、所在地、炊き出し能力は、下記の表によるもののほか、本章第4節に定める収容避難場所に記載されている施設も利用するものとする。

なお、不足する場合又は施設が被災等で使用不能の場合は、飲食店、旅館、仕出し業者を利用するものとする。

施設名	所在地	1日の炊き出し能力	電話
学校給食共同調理場	鹿追町西町3丁目	1日 3,600食	66-2437
ピュアモルトクラブハウス	鹿追町元町3丁目	1日 200食	69-7122
トリムセンター	鹿追町東町4丁目	1日 250食	66-1311
町民ホール	鹿追町東町1丁目	1日 300食	66-3300

5 食料の輸送

食料の輸送は、本章第13節「輸送計画」の定めるところによる。

6 食料の配布

(1) 被災者に対する給食は、原則として収容避難場所において実施するものとする。

(2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの収容避難場所において配布するものとする。

(3) 食料の配布については、行政区、自主防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施するものとする。

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

8 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式

炊き出し給与状況

鹿追町

炊き出し場の名称	月 日			月 日			3日間小計			4日目を以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注:「備考」欄には、給食内容を記載すること。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任者

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 生活用水の確保

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 給水資機材の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 給水の実施

(1) 給水の方法

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源より取水し、被災地域へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 給水袋による給水

給水量が少なく、かつ被災世帯が点在している場合は、給水袋に飲料水を注入して配送する。

(3) 家庭用井戸水等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

3 住民への周知

(1) 給水にあたっては、防災行政無線や広報車により、事前に住民に周知するものとする。

(2) 広報内容

ア 給水拠点の場所及び給水方法

イ 水道施設の復旧見込み及び被害状況

ウ その他必要な事項

4 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材を持って主要給配水管の工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給するものとする。

5 搬送給水車保有状況

所 有 先	車 種	タンク容量 ^{リットル}	台数
建設水道課	いすゞ 散水車	4,000	1
鹿追消防署	日野 タンク車	5,000	1
鹿追消防署	いすゞ タンク車	10,000	1
鹿追消防団(第1分団)	いすゞ タンク車	6,500	1
鹿追消防団(第2分団)	いすゞ タンク車	2,500	1
鹿追消防団(第3分団)	いすゞ タンク車	2,000	1
帯広建設管理部鹿追出張所	ニッサン 散水車	6,000	1
計		36,000 ^{リットル} /回	7

6 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を自衛隊、道又は近隣市町村に要請するものとする。

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

8 給水の記録

給水を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

飲料水の供給簿

鹿追町

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具							燃料 費	実支 出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕 費					
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要			
計											

注:1 供給簿は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第17節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法を適用した場合の、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は借与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

2 物資給与又は貸与の対象者

(1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 調達の方法

(1) 物資購入及び配分計画

救助法の適用の有無に関わらず、厚生対策部厚生班が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立し、これに基づき物資を講入するものとする。

(2) 調達方法

ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において備蓄保管するものとする。

イ 調達にあたり、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

ウ 商工会、農業協同組合の協力により必要量を迅速に確保するものとする。

エ 町内で調達困難な場合は、近隣町又は道に依頼し調達するものとする。

オ 日本赤十字北海道支部は、毛布、日用品セット、拠点用日用品セット、安眠セットを備蓄しており、必要に応じて日本赤十字北海道支部長に要請するものとする。

4 給与又は貸与の方法

本部長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、厚生対策部厚生班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

救助法の基準によるものとする。

7 物資の給（貸）与状況の記録

物資の給（貸）与にあたっては、以下の簿冊により記録、処理するものとする。

なお、救助法による救援物資と義援物資は、明確に区分をして処理するものとする。

(1) 様式1 世帯構成員別被災状況

(2) 様式2 物資購入（配分）計画

(3) 様式3 物資の給（貸）与状況

8 要配慮者への配慮

生活必需品の配布に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をするものとする。

様式 1 世帯構成員別被害状況

〈世帯構成員別被害状況〉

年 月 日

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学生	中学生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上(下)浸水													

様式 2 物資購入(配分)計画

〈物資購入(配分)計画表〉

		世帯	1人世帯			2人世帯			3人世帯			計						
			円			円			円			円						
品名	単価	区分	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																		

様式 3 物資の給(貸)与状況

物資の給(貸)与状況

鹿追町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成員	給(貸)与 年月日	給(貸)与物資の品名・数量				実支出額	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給(貸)与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

責任者氏名

印

注:1 住家の被害程度に応じ、全壊(焼)、流失、埋没、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。

2 給(貸)与年月日には、その世帯に対して最後に給(貸)与された物資の受領年月日を記入すること。

3 「給(貸)与物資の品名」欄に数量を記入すること。

第18節 生活関連施設対策計画

災害に伴い通信、電気、ガスなどの生活関連施設が被災して、その供給等が停止した場合には、住民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、社会経済活動に極めて大きな影響を与えることから、各施設における防災対策及び災害時の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 通信施設

災害時における通信施設の途絶は、生活はもとより各機関の災害応急活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生など、社会的影響は極めて大きいものがある。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話株式会社北海道事業部は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能の維持に努めるものとする。

(1) 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混乱により通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施する。

ア 施設の耐震化

建物、無線鉄塔、交換機等の通信施設・設備は震度7までの耐震及び耐火設計構造とする。

イ 予防措置計画

(ア) 町内のNTT交換所を相互につなぐ中継ケーブルは複数ルートに分散し、一つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。

(イ) 町外通話は町外交換機が被災した場合のため、複数の町外交換機を分散配置し、全回線の不通を防止する。

(ウ) 災害時における防災関係機関の救助、復旧活動等に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。

優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話

ウ 応急措置

(ア) 防災機関等の重要機関の通信の確保

(イ) 回線の切替え等による回線の迂回措置

(ウ) 利用制限

(エ) 被災地域、避難場所、NTT窓口への特設公衆電話の設置

(オ) 伝言取次サービスの実施

(カ) 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の出勤

(キ) 被災した通信施設の応急復旧

(2) 広報活動

ア 災害時の広報活動

災害のために通信が途絶し、又は利用者の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車報道機関の協力等により次の事項を周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由とその内容

(イ) 災害復旧の措置内容及び復旧見込み

(ウ) 利用者に対する協力要請

(エ) その他必要な事項

イ 日常広報

電話帳、チラシ等で災害時における電話の利用を周知する。

2 電力施設

災害により電力施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命、住民生活の確保のため、北海道電力株式会社新得営業所及び電源開発株式会社北海道支社は、各設備に有効な予防対策、2次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

(1) 北海道電力株式会社帯広支店新得営業所

ア 非常態勢

(ア) 非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班の設置

a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班運営マニュアル」に基づき「非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班」を設置し、非常活動態勢を発令する。

B 非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

C 非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(イ) 防災体制の区分及び発令等

防災体制の区分	発令基準
警戒態勢	・台風・暴風雨等に関する気象台説明会の開催、自治体による避難勧告の発表等、非常災害が発生するおそれがあり、非常態勢または特別非常態勢への円滑な移行を目的に連絡体制の強化、諸準備を実施するとき。
非常態勢	・非常災害により、相当の設備被害が発生または発生が予想されるとき。 ・管轄地域内で特別警戒(噴火警報(居住地域)を含み、震度6弱以上の地震、大津波警報を除く)が発表されたとき。 ・自治体による避難指示の発表等、非常災害が発生するおそれがあり、社外機関等と連携した対応が必要なとき。
特別非常態勢	・災害により、相当の設備被害を受け、復旧長期化や広域停電等、社会的影響の大きい供給支障が発生したとき。 ・管轄地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、地震発生と同時に特別非常態勢を発令したものとみなす。

(ウ) 応急復旧要員の動員

a 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、活動態勢発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。

b 社外者(工事会社)の応援態勢を確立しておく。

イ 応急復旧対策

(ア) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

a 変電設備

- (a) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (b) 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所
- (c) 重要施設に配電する配電用変電所

b 送電設備

- (a) 全回線送電不能の主要線路
- (b) 全回線送電不能のその他の線路
- (c) 一部回線送電不能の主要線路
- (d) 一部回線送電不能のその他の線路

c 配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、民生安定のため重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

- (a) 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公署等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (b) 被害状況により早期復旧が見込まれない地区における重要施設に対しては、負荷切り替え、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- (c) 停電が長期にわたる場合は、道路上に臨時電灯、投光器等の仮工事を実施し、治安確保に協力する。

(イ) 危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

ウ 広報活動

(ア) 災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

- a 断線・垂れ下がり電線による感電防止
- b 浸水・雨漏り等により冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
- c 電力施設の復旧状況
- d 復旧の見込み

(イ) 被害、事故の状況により、町、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

(2) 電源開発株式会社北海道支社

災害に対して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

3 ガス施設

災害によってガス施設が被災した場合、供給停止による生活への支障だけでなく、ガス漏れ等による二次災害が発生するおそれがある。

町は、ガス業者と連携して、事前の情報交換、災害発生時の応急対策及び町民への対応を行い、ライフラインの早期復旧及び災害被害拡大防止に努める。

(1) 実施責任

ア ガス事業者

ガス事業者は、災害発生時には、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及びその他災害対策に関する諸規定によるほか消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

イ 町

町は、町民生活の早期回復を図るため、ガス事業者との間において必要に応じて連携及び支援を行う。

(2) 事前対策

ア 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降雨量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡を取るものとする。

イ 災害発生前の情報、その他の連絡を一定時間毎に関係機関と確認し合う。

(3) ガス施設の応急復旧体制

LPガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、指定避難所、福祉避難所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総点検を実施する。

(4) 町における対応

災害時には、プロパンガスのボンベの埋没や流出等の被害やプロパンガスの供給停止による町民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため町は、LPガス事業者等による諸活動に対して必要に応じて支援を行うとともに、町民からの苦情、相談等に対してLPガス事業者等と連携した対応を図る。

(5) 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

4 石油・燃料

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内で調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第19節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

1 水道施設

(1) 災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、上下水道班は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策に努めるものとする。

(2) 応急対策

ア 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ 復旧対策内容

(ア) 浄水場、配水場については、被災箇所発見のための点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

(イ) 配水管・給水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

○ 復旧作業

復旧作業は、鹿追町指定給水装置工事業者の協力を得て行う。

○ 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては上下水道班が調達する。

○ 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合については、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

(ア) 被害をうけていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

(イ) 他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ 応急給水

本章第10節「給水計画」の定めるところによる。

(3) 広報

水道業者は、水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込みについて広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知する。

また、広報車による巡回広報を実施するものとするが、復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布により対応するものとする。

2 下水道施設

下水道施設の被害に対し、町長は雨水・汚水の流下に支障のないように緊急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(1) 活動体制

ア 本部の非常配備体制に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。

イ ポンプ場、処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備体制をとる。

(2) 応急復旧対策

ア 被害調査

排水機能の支障や2次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

(ア) 管 渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

(イ) 処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないようにする。

(ウ) 復旧作業

復旧作業は、鹿追町排水設備工事指定業者の協力を得て行う。

(4) 広 報

下水道管理者は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第20節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、「土木施設」という。）の災害応急土木対策については本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
 山崩れ
 地滑り
 土石流
 崖崩れ
 火山噴火
 落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
 盛土及び切土法面の崩壊
 道路上の崩土堆積
 トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
 河川、砂防えん堤の埋塞

ダム等えん堤の流出及び決壊
 ダム貯水池の流木等の堆積
 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急処置及び応急復旧対策は、次の定めによる。

ア 応急処置の準備

(ア) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急処置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努めるものとする。

(イ) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急処置の実施

所管の施設の防護のため、必要な箇所の補強等の防護処置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急処置等を実施するものとする。なお、町のみで実施することが困難な場合は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前イ号の定めに基づき、応急復旧を実施するものとする。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めにより、それぞれ必要な応急処置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急処置等が、円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急処置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るものとする。

第21節 被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼するものとする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務マニュアル」（以下、「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調査員の受け入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 道と町は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

(2) 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合は、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるように、あらかじめ体制を整えるものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

 a 生活保護法の被保護者及び要保護者

 b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者選定については、町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の建設は、知事が行う。

エ 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建てとし、その仕様

は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

- (イ) 応急住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る規約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の利権利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に延長することができる。

- (ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長が実施する。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどお防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

(4) 非常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条に規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

- (ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
 (イ) 自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

エ 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (ア) 応急仮設住宅台帳 (様式1)
 (イ) 住宅応急修理記録簿 (様式2)

様式1

応急仮設住宅台帳

鹿追町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯									円	

注:1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

様式2

住宅応急修理記録簿

鹿追町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
計 世帯		月 日		

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

ウ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地町に譲渡し、管理は建設地町が行うものとする。

エ 整備管理用の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

b 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

c 現に居住し又は同居しようとする親族があること。

d 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
激甚災害の場合は3/4

b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

3 資材等の斡旋、調達

(1) 町長は、建設資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

(2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て積極的に斡旋、調達を行うものとする。

4 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第23節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害により道路、住居又はその周囲に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）河川法（昭和39年法律第167号）、に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容により、各種管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、居住又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかな障害物の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流水を良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所等

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。また、町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

6 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式		障 害 物 除 去 の 状 況				鹿追町
住家被害程度区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状況の概要	備 考	
		月 日 ~ 月 日	円			
		月 日 ~ 月 日	円			
		月 日 ~ 月 日	円			
計	半壊()	世帯	円			
	床上浸水	世帯	円			

第24節 文 教 対 策 計 画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来たした場合の応急対応については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の管理

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検、定期点検を行い、危険箇

所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具、通学用品の給与は町長が知事の委任により実施する。

2 応急対処実施計画

(1) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校等を利用し、授業の確保に努める。

エ 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

(2) 教育の要領

ア 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の確保が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

(イ) 教育活動の場所が、寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(集団下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

(エ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

(4) 授業料の減免、就学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立学校にあつては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機

関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校がり災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

(7) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び鹿追町文化財の保護に関する条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に所有物権の保全、保護に当たり、被害が発生したときは、所轄する教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

4 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式

学用品の給与状況

鹿追町

学校名	学 年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給 与 の 内 訳					実支出額	備 考
					教 科 書			その他学用品			
					国語	算数		鉛筆			
				月 日						円	
				月 日						円	
				月 日						円	
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)
氏 名

注:1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長

(救助法が適用された場合は、知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

警察官

海上保安間

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

町長が消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(2) 遺体の処理

ア 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ 処理の範囲

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

(エ) 死体検分（警察官）

ウ 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

エ 身元が判明し、かつ遺族等の引き取り人がある場合は遺体を引き渡す。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害時の混乱に際し死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

イ 埋葬の方法

(ア) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

3 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

4 火葬場の状況

火葬場名	所在地	炉数	電話
鹿追町葬斎場	鹿追町笹川北8線9番地	2基	66-3108

5 墓地の状況

名称	面積(㎡)	所在地	備考
幌内墓地	4,723	鹿追町美蔓西21線21-3	
鹿美墓地	7,605	鹿追町上然別西13線19-8	
上然別墓地	3,960	鹿追町上然別西11線13-23	
笹川墓地	40,743	鹿追町笹川北8線9-22	
北鹿追墓地	8,300	鹿追町北鹿追北11線2-18	
瓜幕墓地	8,214	鹿追町瓜幕西26線25-13	
中瓜幕墓地	2,959	鹿追町中瓜幕西22線25-11	
東瓜幕墓地	6,655	鹿追町東瓜幕西17線26-14	
西上幌内墓地	8,112	鹿追町上幌内3線北3-4	
上幌内墓地	8,293	鹿追町上幌内27-2	

6 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

7 遺体の搜索等の記録

遺体の搜索、遺体の処理及び埋葬を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 遺体搜索状況（様式1）
- (2) 遺体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

遺体捜索状況

鹿追町

年月日	捜索地区	捜索遺体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者・管理者名		
年月日						円	
年月日						円	
年月日						円	

注：「捜索用機械器具」欄は、借上料の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費を「金額」欄に記入すること。

様式2

遺体処理台帳

鹿追町

処理年月日	遺体発見日時 及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の 一時保存	検送料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
年月日							円		円	円	
年月日							円		円	円	
計		人					円		円	円	

様式3

埋葬台帳

鹿追町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺 <small>(付属品を含む)</small>	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
年月日	年月日					円	円	円	円	
年月日	年月日					円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

注:1 埋葬を行ったものが町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

2 町長が棺、骨箱等を現物で給付したときは、その旨を「備考」欄を記入すること。

3 埋葬を行ったものに埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第26節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱に関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと、町が行うものとする。

2 家庭動物等の取扱

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害時において町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対して、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第27節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長

2 応急飼料の確保

被災農家の家畜飼料の確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり応急確保に努め、これによりさらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ道

農政部長に応急飼料のあっせんを要請する。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

エ 農家戸数の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法（預託、附添等）

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第28節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部および各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ等の把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話能力等ボランティアの技能等が効果的に活かせるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよ

う支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の主な内容は主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護・看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

第29節 冷害対策計画

災害時における、農産物の被害を防止し、又は被害の対処については、本計画の定めるところによる。

1 組織

冷害の諸対策を推進するため、鹿追町営農対策協議会（農業振興課担当）を中心に、構成機関相互の緊密な連絡のもとに冷害対策に万全を期するものとする。

なお、町長は、被害状況により必要と認めたときは、鹿追町冷害対策本部を設置又は廃止するものとする。

冷害対策本部の構成機関は次のとおりとする。

- (1) 鹿追町
- (2) 鹿追町農業委員会
- (3) 鹿追町農業協同組合
- (4) 帯広開発建設部鹿追地域農業開発事業所
- (5) 十勝農業共済組合西部事業所

(6) 十勝農業改良普及センター十勝西部支所

2 対策本部が実施する事業

- (1) 霜害対策
- (2) 営農資金対策
- (3) 種子対策
- (4) 飼料対策
- (5) 救農土木対策

3 業務の内容

- (1) 被害状況の調査、把握に関すること。
- (2) 営農資金等の融資に関すること。
- (3) 農産物の種子確保に関すること。
- (4) 飼料等の確保に関すること。
- (5) その他冷害対策として必要な事項

4 気象情報対策

冷害の発生は、気象条件が極めて大きな原因となるため、気象特別警報・警報・注意報並びに情報等を的確に把握し、冷害予防に万全を期すものとする。

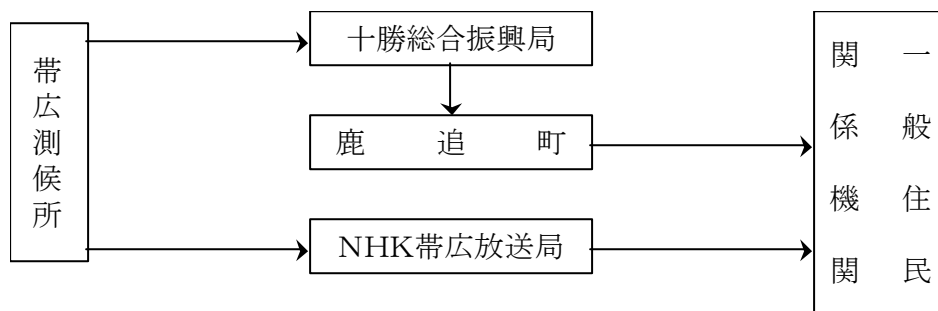
(1) 気象通報

帯広測候所は、気象の状況から農産物等に著しい被害が予想される場合は、関係機関に通報するものとする。

(2) 伝達系統

帯広測候所から発令された通報の連絡系統及び関係機関の取るべき措置は、次のとおりとする。

ア 伝達系統



イ 関係機関の措置

(ア) 十勝総合振興局

気象情報により、冷害発生のおそれがあると判断される場合は、鹿追町へ通報するものとする。

(イ) 関係機関

適切な措置を講じるとともに、農業者へ連絡するものとする。

第30節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 供給方法

(1) 町長又は関係機関等の長は、災害応急対策の実施にあたり労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申し込みをするものとする。

(2) 前号により労務者の求人を申し込みしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 職業別
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二つの機関以上から受けた場合は、緊急度を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

2 賃金及びその他の費用負担

(1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

(2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

3 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

様式 労務者雇用台帳 鹿追町

住 所	氏 名	日額賃金	月 分						基本賃金		割増賃金		給 与 額
			日	日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間	金 額	
計	人		人	人	人	人	人	人					

第31節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣を申請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員のあっせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は受入側の規程を適用するものとする。

(5) 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	効用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

本町における救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準			適用
被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範な場合 (全道で25,000世帯以上)	被害が全道に わたり12,000 世帯以上の住 家が滅失した 場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
5,000人以上 15,000人未満	40	20	1 住宅被害の判定基準 ・ 滅失・全壊、全焼、流失 住宅が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失下部分の床面積が、その住家の述べ床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、50%以上に達した程度のも。 ・ 半壊、半焼:2世帯で滅失1世帯に換算 住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用でき程度のもので、具体的には損壊部分の床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・ 床上浸水:3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合個々の生活実態に即し判断する。

3 救助法の適用手続

(1) 市町村

ア 町長は、本町の地域における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 十勝総合振興局

十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨を町長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、十勝総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
仮設住宅の供与	20日以内に完了 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延期可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内	市町村
	文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度において、それぞれ救助法並びに同施行令、規則及び細則に基づく公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について、相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。